

2013 年度後期早稲田大学雄弁会

2 月合宿発表レジュメ

国政の変革へ

政治経済学部 2 年 井守健太郎

0. 初めに
1. 社会認識
2. 理想社会像・問題意識
3. 政治参加とは何か～多様な解釈とその必要性～
 - 3-1. 抵抗としての政治参加
 - 3-2. 協働としての政治参加
 - 3-3. 正当性確保のための政治参加
4. 現状分析
 - 4-1. 官僚内閣制
 - 4-2. 選挙における政治参加
 - 4-3. 私的な政治参加は機能しているのか
5. 補論～政党政治の必要性～
6. 原因分析
 - 6-1. 事前審査制の存在
 - 6-2. 政党が国民の意志を反映していないこと
 - 6-3. 政治のアウトプットへの参画ができないこと
7. 政策
 - 7-1. 事前審査制の廃止と国会改革
 - 7-2. マニフェストによる政党政治
 - 7-3. 政策形成、合意形成のために～討論型世論調査、ネオ円卓会議～
 - 7-4. 業績評価と信任投票による直接参加

— 「愚人は過去を、賢人は現在を、狂人は未来を語る」

ルイ・ナポレオン

0. 初めに

2013年度前期早稲田大学雄弁会の研究において、現代日本において如何に国民の要望を反映する統治体制を築き上げるかの研究を行った。少し考えを及ぼせるだけで、多様な価値判断が「統治」に対して存することは理解される。例えば、権力を正当化すれば個人が無視され、個人を尊重すれば権力が失われる。しかし、決して統治の在り方はトレードオフではない。いつの時代も、思想家、理論家はオルタナティブを提供してきた。民主主義、それ自体はフランシスフクヤマの言う通り歴史の終わりかもしれないが、この言葉が形容する意味内容自体は今後も常に変遷し続けるものであろう。私たちは常に、統治そのものの在り方に目を向け、現行の問題を解決していく枠組みを刷新していかなければならない。

翻って、昨今の国政の抱える問題に目を向けてみても明らかである。消費税増税問題、脱原発、中韓との外交の在り方、それに伴う靖国参拝の是非、こういった国家が担うべき領域の問題については、様々なアクターが様々な議論を行っている。国家が担う領域が縮減されつつあるが、それは決して「国政の死」を意味するものではない。私たちの生活の根幹に関わる問題を扱うのが国政である以上、その重要性は失われることはない。

本レジュメは、2013年度前期の研究を踏まえた上で、日本国政の形を問い直すことを目的とする。

1. 社会認識

明治近代以来、日本は当時の先進国に経済的に追いつくことをナショナルゴールとし、富国強兵をスローガンに経済合理化や戦争を進めていった。近代化の場面においては、経済発展を志す上で、限られた経済的・人的資源を効率的に動員し、特定の産業部門に公的資金を集中的に投下することが求められる。この過程で、発展途上国において常態的に見られるように、政治・行政機構は、高度に閉鎖的かつ集権的となる。政策の発議と作成主体もきわめて限定され、公益法人や官僚と癒着した企業・法人等が権力を持つ。加えて、日本の場合、天皇主権のもとにあった戦前憲法体制が、集権的政治・行政機構をイデオロギー的に支えるとともに、官僚制の成長を促してきた。

第二次世界大戦敗戦後も、高度経済成長期に代表されるように依然として戦前と同じように経済発展によって先進国に追いつくことを国家の審級に据えていた。加えて戦後体制においても行政官僚が政策作成主体として強く存続し、その体制のもと公共事業による地方の画一的開発、省庁と企業との癒着による特定企業・法人の保護等が行われ続けた。

ひるがえって現代を見ると、政策の発議主体は多様化しつつある。グローバル化・成熟化によって多様なアクターが存在し、それらが互いに影響を及ぼし合うようになった現代社会においては、政策主体はもはや行政のみではない。民間NPO、NGO等の活動も活発になっている。しかし、未だに各省庁は多数の利益団体を保持しており、これが既得権益化し、省庁の利害関係によって規制や公共事業が残存している。

グローバル化・成熟化は国民の意識にも変化をもたらした。グローバル化・成熟化を迎えた現代は、国境を越えた多様な問題が噴出し、その問題に対する考え方も多様なものとなっている。さらに、インターネットの発展は、誰しものが要望を表明し、その意見を目にし、議論を行う機会を増やした（非共時共有空間）。このような時代状況においては、かつてのように公的なインフラのみに要望を表明することなく、私的な活動において要望を表明したり、ソーシャルメディアで要望発信をしたりする機会も増大した。このため、そのような多様な要望を多様な媒体から集約することが難しくなった。

2、理想社会像・問題意識

私の理想社会像は「人々が納得して協働できる社会」である。納得とは、決定されたことに不満がないということである。不満がない状態というのは妥協の産物である。資本は限られている。全ての人々が、自分の意志そのままに欲求すること全てを決定に含めることは不可能である。だからこそ、納得とは不満がない状態なのであり、これは妥協によって生まれるものなのである。また、決定においては、集合的な意志が必要悪である。なぜなら、集合的な意志がなければその社会全体を拘束する決定が行えないからである。

それでは妥協とは何か。2つの意味内容を含む。一つ目は、自分の意志とは全く異なる決定がなされた場合である。この場合における妥協とは、「自分の意志が反映される機会が存在していること」である。対立的な価値観に従った集合的な意志による決定がなされた場合でも、時代状況の変化、社会情勢の変化によって、自分の意志が普遍性を獲得したとき、それが集合的な意志となったときは、いつでも決定に変化が生みだされるようにしなければならない。二つ目は、集合的な意志が自分の意志とイデオロギー的に近似している、すなわち言葉による議論によって人々が納得した形で決定が行える場合である。この場合における妥協とは、「自分の意志が反映されること」である。

協働とは、人々が何らかの目標を共有しともに力を合わせて活動することをいう。納得した上で協働することによって初めて、社会が抱える諸問題や困難に人々は立ち向かい、解決を図ることができるのである。納得なしに協働はありえず、協働なしに納得はありえないのだ。

以上を踏まえて、私の問題意識は「国政の統治構造と、国民の政治参加」である。最終的に人々を拘束する決定は国会で立法として可決される。まず、国政において官僚が政策形成に多大な影響力を持つ「官僚内閣制」によって「自分の意志が反映される機会が存在していること」も「自分の意志が反映されること」も行えない状況となっている。しかし、これはサプライサイド（すなわち最終的に決定を下し人々を拘束する統治側）の話に止まっている。同時に、ダイヤモンドサイド（国民側）についても考えなければならない。人々の持つ意志が国政に届いた場合、それを反映させる機会と反映させることがサプライサイドの役割だとすれば、同時に人々の持つ意志（要求するもの）が**政治参加**によって国政に届かなければならない。政治参加とは①抵抗②協働③正当性確保の3つの意味内容を含む

(次章でなぞる)。現行の日本国政においては間接的な意志表明の場所として選挙が存在する(協働)。しかし、選挙においては結果的に国民の意志とマニフェストに乖離が生まれている。また、直接的な意志表明も減少し、抵抗としての政治参加が機能していない現状がある。これらをディマインドサイド側の問題だとする。つまり、現行の日本の国政においては、サプライサイド、ディマインドサイド側の両者に意志反映の機会を担保し、意志反映を達成するための問題が存する。以上が私の問題意識である。

3、政治参加とは何か～多様な参加への解釈とその必要性～

問題意識の部分で述べた政治参加とは具体的にどのような意味内容を含むのであろうか。ここでは敢えて、政治参加への多様な価値観を提示しながら、その中で自らの理想社会像に沿って、政治参加の定義を行いたい。

3-1、抵抗としての政治参加

日本において、市民による政治参加論は1960年代の後半から1970年代にかけて活発に行われるようになった。当時の市民参加論は**体制への抵抗**を特徴とする。政治学者篠原一は当時の政治参加は「管理社会と集権化と生活破壊に対するアンチテーゼであった」と指摘している。つまり、当時の政治参加は、管理社会への抵抗としての人間の復権、集権化への抵抗としての分権化、公害をはじめとする生活破壊への抵抗とセットで考えられていたのである¹。

この抵抗としての政治参加を擁護した政治哲学者としてハンナアレントが挙げられる。ここではその全てに触れることは出来ないが、一つ印象的なアレントの言葉を綴りたい。

自由が出現したのは……彼らが「挑戦者」となり、自らイニシアティブをとり、そのことによってそれと知ることにも気付くこともなしに、自由が姿を現すことのできる公共的空間を彼らの間に創造し始めたからである。「私たちが一緒に食事をするたびに自由は食席に招かれている。椅子は空いたままだが席は設けてある。」(ハンナアレント『過去と未来の間』p 3より)

ここでは、政治参加の「排除への抵抗」という重要なテーゼが含まれている。政治参加とは、「空いたままだが設けられている席」に座ることであり、その席はいつでも設けられている。つまり、何人も排除されない。1960年代の後半から1970年代にかけて日本でも男女平等、障害者の権利といった形でマイノリティー擁護の運動が活発になった時期である。政治参加とはそういったマイノリティー擁護のための必要条件でもあり、だからこそこの時期はデモ活動や学生運動に代表される政治運動が活発になったのである。

3-2、協働としての政治参加

¹ 倉阪秀史「政策・合意形成入門」p17より

日本では、1990年代以降、地方への分権化が進むことによって、「地方自治」という理念から市民参加論が再び着目されるようになった。当時の地方分権推進委員会の中間報告の文言から引用すれば、

第5に、高齢社会・少子化社会に対応していくためには、市町村の創意工夫が重要であり、地方分権を推進し、行政の総合化と公私協働を促進する必要がある。

という言葉にもあるように、立ち向かうべき大きな課題（ここでは少子高齢化）に対して地域の住民の協働が必要だと強調されるようになったのだ。協働原則は、公共主体が政策を行う場合には、政策の企画、立案、実行の各段階において、政策に関連する民間の各主体に参加を得て行わなければならないという原則である。この原則はドイツにおいて、最初に取り入れられた（1976年、ドイツ連邦政府「環境報告書」）。協働原則は日本の横浜市でも取り入れられた（1999年、「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」）。社会における問題を解決していくためには、利益団体や地方公共団体の力だけでは、国民のあらゆる要望に応えることはできなくなっている（第四項以降の現状分析－官僚内閣制において詳述）。また、経済的発展に停滞が訪れた1990年代以降、国家でも地方でも、少子高齢化に代表されるような問題が噴出するようになった。そのため、ステークホルダー（利害関係者）を中心に、協働のための政治参加が求められるようになった。²

3-3、正当性確保のための政治参加

パブリック・インボルブメント（以下、PI）という考え方が生まれた。これはカナダ環境アセスメント庁によれば、「行政機関がより良い意思決定をすることを目的とした、住民との双方向の情報交換である」と定義されている。決定の場所において、住民と双方向の情報交換をすることで、「より良い」、つまり住民（ひいては国民）の納得を得られる、ことがPIの特徴である。それではなぜ、PIにおける情報交換が納得へと繋がるのか。

第一に、国民の関心と価値観を確認することができる（行政側）

第二に、国民から経済的、環境的、社会的な情報を集めることができる（行政側）

第三に、将来実行可能な事業や選択肢、またそれらの事業によって起こり得る成果について国民が知ることができる。

第四に、相互の情報交換によって、政策の確実性を高めることができる。

第五に、情報交換の連続を通して、行政機関の決定を改善することができる。

これらが特徴として挙げられる。政治参加の具体的なプロセスについては、この5つの

² この気運の背景には環境政策の分野での協働原則への注目が集まったことがある。1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」では、市民の参加とその保証の重要性を訴えている。

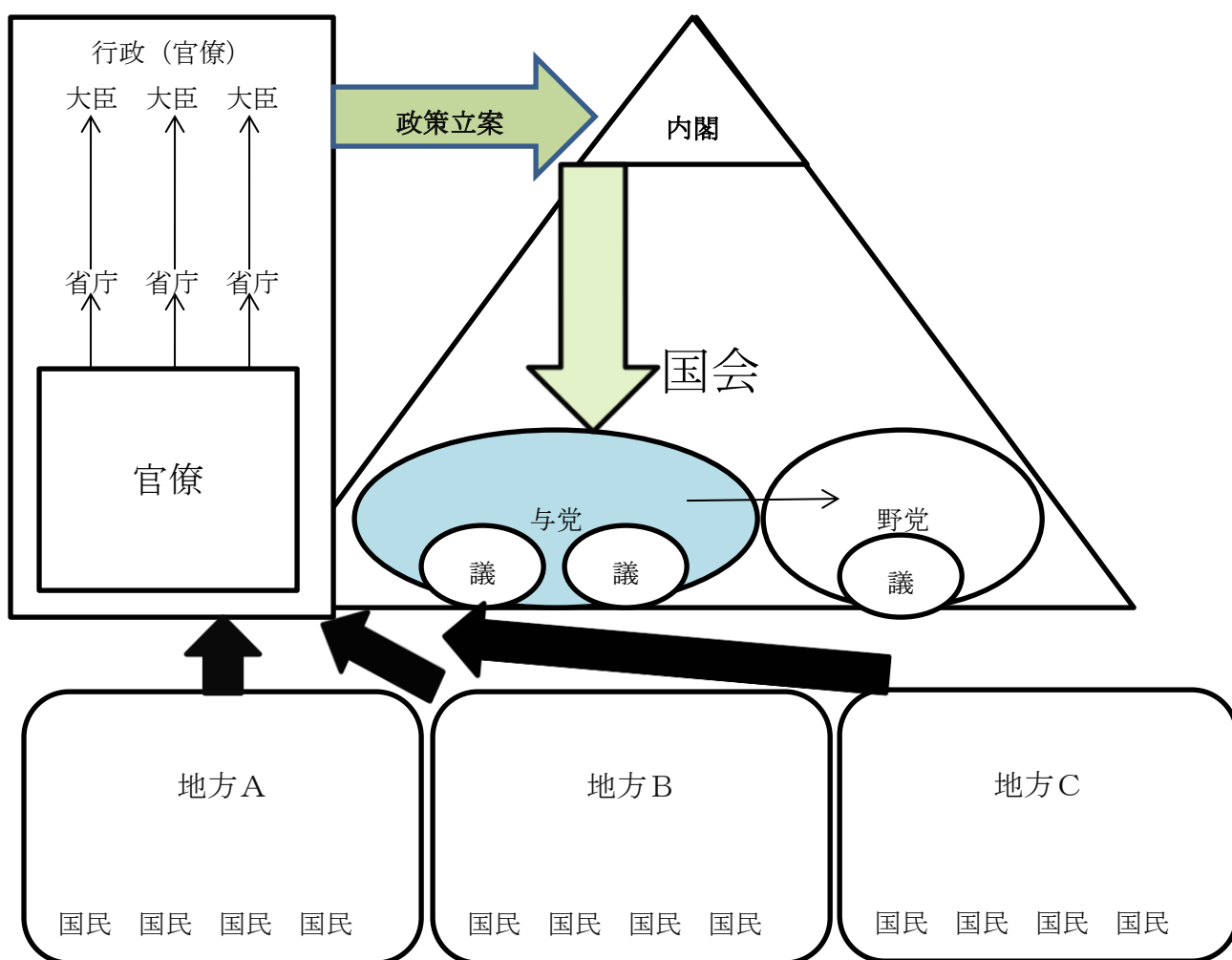
過程が必要となってくるのであり、これらが参加によって担保されるからこそ、国民の納得を得ることができるのである。

政治参加とは、他ならぬ国民から委任された代表によって形成される統治側と国民との間を結びつけるものである。相互の情報交換と統治側の説明と修正があることで、政治参加が決定された事柄に正当性を付与するのである。

4、現状分析

4-1、官僚内閣制

図1 日本の統治構造の図示（官僚内閣制）



（筆者作成）

官僚内閣制とは官僚が内閣の政策に強い影響力を及ぼしている状態のことを指す表現である。日本の政治制度は本来議院内閣制だが、実際には政策立案の実務等を各省庁の官僚が主導し、これを閣僚などが形式的に追認する形で進められてきた。官僚内閣制についての具体的な数値を用いた論証については、2013年度前期9月合宿レジュメにおいて発表さ

せて頂いたので、それを参照されたい。前述したように、官僚内閣制によって、最終的な国会での立法過程においては、国民の意志が踏まえられないことがなく、意志反映はおろか、意志反映の機会も収奪されている。これが、国政の統治構造における問題点である。

しかし、問題意識でも述べたように、統治の立法過程だけではなく、統治と国民を結びつける政治参加過程にも「意志反映」がなされていない現状が存在する。その政治参加過程について、以下現状分析を行う。

4-2、選挙における政治参加～間接的な参加について～

図2 衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移



(出典) 総務省

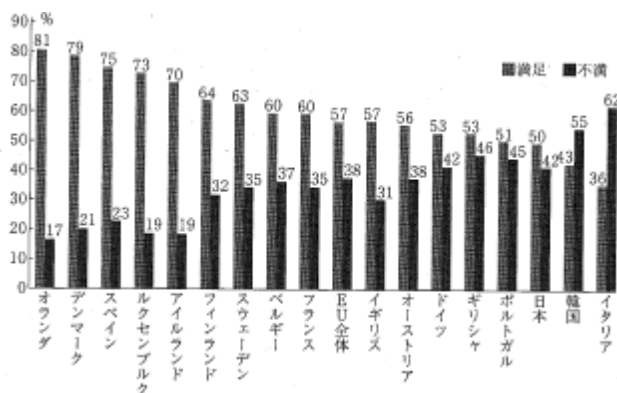
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/index.html

選挙は他ならぬ唯一の間接的な政治参加の場として位置付ける。それは、国家が全ての国民が一堂に会して決定を下すための議論をすることができる規模ではない以上、国民が要望を間接的に伝える制度として設けられた制度こそが選挙だからである。代議制民主主義において、選挙は当然行われるものである。選挙制度は3章で述べたところの協働のために必要な制度である³。まず、図2を見て頂きたい。これは、選挙における投票率の推移である。日本における選挙の投票率が低いことが公的な場での政治参加の程度の低さを物

³ 抵抗としての参加では、選挙はない。なぜなら、国民の持つ一票一票の価値は全体からするとささいなものなのであり、自分の意見を反映してもらうためには、抵抗のために投票行動を行うより、協働して投票行動を行う方が対費用効果は高いからである。

語る、という論調も存在するが、日本の投票率は先進国と比較しても一概に低いと言えない。にもかかわらず、各アンケートによれば、日本国民は選挙の結果において、自分たちの要望が反映されると考えてはいない。例示しよう。

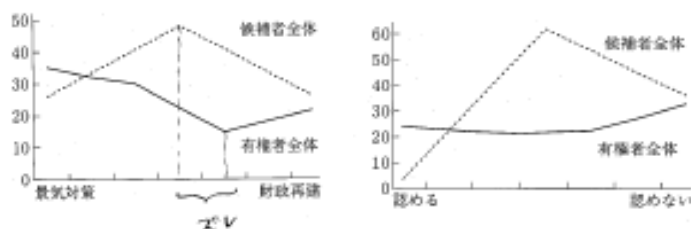
図3 「民主主義に対する満足度」の国際比較



(出典) 小林良彰『制度改革以降の日本型民主主義』p12 より

図3は「民主主義に対する満足度」というかなりアバウトな質問ではあるが、「民主主義」が自分たちの要望を伝えそれを聞いてもらい自分たちの生活をよくしてもらおうというコンセンサスは形成されている以上、この質問に対する回答は一つ参考になる。図3を見て頂ければ分かるように、諸外国と比較した場合でも、満足度は低く、不満度は高いという傾向にあることが見て取れる。しかし、これは国民にある意識に対するアンケート調査ではない。実際の、計量政治学の観点から、国民の要望がいかに選挙において反映されていないかを以下論証する。

図4 選挙公約における候補者の公約と有権者全体の要望の分布



左 (財政)、右 (集団的自衛権)

(出典) 小林良彰『制度改革以降の日本型民主主義』p125 より

図4は、2004年の参議院選挙⁴において提示された公約内容と有権者全体の要望にいかに齟齬が発生しているかを証明したデータである。財政再建、集団的自衛権という大きなテーマを論点にした場合、図4が示す通り、選挙公約と有権者全体の要望の最適点には大きな差異が生じている。

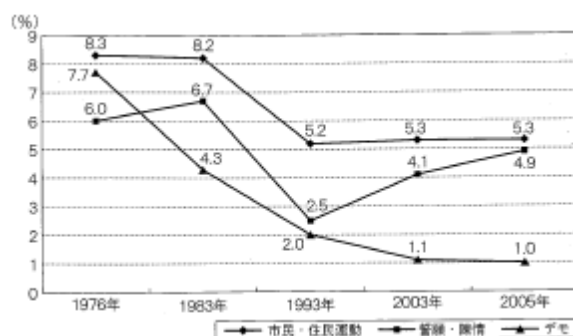
⁴ この選挙を取り上げた理由は、マニフェスト選挙が開始した2003年衆議院選挙以降に行われた選挙であり、マニフェスト(選挙公約)に対して有権者の関心が高い選挙であったからである。

以上、この分析から分かることは選挙という公的な意志表明の場所において、意志を反映させようとしても、候補者あるいは政党が提示するマニフェストとその意志には乖離が結果的に生じてしまっていることが、有権者の意識から、また計量政治学という実証研究からも明らかであるということである。これでは、間接的な政治参加の場面においても、国民の意志反映はおろか、意志反映機会も奪われてしまうのである。

4-3. 政治運動～直接的参加について～

間接的な意志反映機会には選挙しかない。それでは直接的な政治参加はどうだろうか。以下、図6を見て頂きたい。

図5 市民・住民運動の推移



(出典) 三船毅『現代日本における政治参加意識の構造と変動』p124より

図6に示されているのは、直接的に市民・住民が政府に対して行った直接的な政治参加の推移である。市民運動・住民運動とは、行政サービスの供給過程に直接働きかけようと反対や改善の要求を表明する運動のことである。デモはこの中に含まれる。これらは政治参加の中でも**抵抗**の部類に属する。市民・住民運動の中には、NPO団体の運動も含まれるため、特に陳情とデモに着目して頂きたい(NPO団体の活動が抵抗ではないことについては次章で触れる)。なお、陳情・請願は一般的に、公的機関に対して、特定の事柄について、自分に有利な措置をとったり手心を加えたりするよう公式・非公式に要望することである。これは集合的な利益団体が主に行うものであり、官僚内閣制における利益団体が要望を伝えることと同義であるため、これは政治参加としない。

さて、この図6から分かるように、直接的な行政への働きかけ(抵抗)を目的とする市民・住民運動は現在参加水準が5付近で停滞している。デモは、水準が1975年以降一貫して下がり続けている。しかしながら、その実態は国政の方針に影響を与えるレベルのものではない。運動自体が、単なる意志表示のみ(アーンスタインの分類によれば①操作②治療の段階)であり、立法段階への参加機会や国政の評価機会を与えられていないため、影響力はさほどない⁵。

⁵ 公害問題、薬害エイズ問題などが国政における住民運動の一つの抵抗であったし、それによって立法へと影響を与えたことも事実である。しかし、こういった運動は裁判に持ち込

分権化の進む地方自治体においては、1990年代後半になって初めて「まちづくり」条例が多く自治体で制定され、地域住民による政策提言を積極的に取り入れる仕組みが生まれるようになった。さらに、そういった立法過程には、新たなボランティア団体、NPO団体が積極的に政策提言するようになった。抵抗から協働への参加形態の移行が自治体レベルで1990年代以降進展したのである。しかし、**国政においては、立法過程に直接的に抵抗として参加できる環境は整えられていないのが現状である。**

5. 補論～政党政治の必要性～

政党政治とは、一般に政党が政治の運営において主導的な役割を果たし、政治過程における中心的な存在となっている政治を意味する。政党政治と区別されるものとしては、独裁政治や官僚政治などがあるが、これらがいずれも非民主的な政治体制においても成立しうるのに対して、**政党政治は少なくとも現代においては非民主的体制とは両立しえない。**政党が民主政治において初めて有力な組織制度として立ち現れるのは、**政党が国民の支持を自らの政治的な権力基盤にすることができるからである。**国民の支持という基盤があるからこそ、意見を表明する集団として力を持ち、議会の場で発言できる。これが、政党政治の他の政治体制と区別される強みであり、これは私の理想社会像とも合致するものである。以上、理念として政党政治がなぜ私にとって必要かを述べた次第である。ここで、私の理想社会像に従えば、政党を媒介することなく直接意志を表明することがザ・ベストな選択肢なのではないか、という批判があるだろう。

ここで、私があえて政党という意志表明の媒介手段を設置したことの正当性を示すためにアメリカの政治学者ダール（R.A.Dahl）の議論を用いて、現実的に政党政治が民主主義において求められる理由を述べよう。彼によれば、民主政治を機能させていく上では、直接民主制と間接民主制の2種類のいずれかを採るしかなく、国家のような大規模な政治システムにおいては、直接民主政治は不可能であるから、間接民主制を前提にした選挙制、そして政党制を構築しなければならない。

6. 原因分析

6-1. 事前審査制の存在

2013年度前期9月合宿レジュメにおいて、同内容を記述したが、今一度確認のため、事前審査制について触れる。事前審査制とは、内閣提出法案を閣議提案し、決定する以前に与党議員が法案を審査し、修正を行うというものである。以下に、具体的な事前審査制の流れを述べる。

事前審査制の中心的役割を果たしたのは自民党政務調査会である。各省庁の官僚が起草

まれることが多く当事者が時間を取られ、かつ高齢化が進んでしまうことによって、たとえば裁判に勝利したとしても市民が得る利益が相対的に少なくなっている点が三船（2007）によって指摘されている。

した法案は、政務調査会の担当分野の部会(省庁に対応して設けられている)に持ち込まれ、議員と官僚の間で議論が行われる。部会で活動する議員は、当選回数を重ねる内に特定の行政分野について専門知識をもつようになった。省庁の官僚だけでなく、関係業界とも結びつきを深めて、その分野の政策立案に大きな影響力を行使するようになった議員は**族議員**⁶と呼ばれている。部会の審査を終えた法案は政務調査会の総会で承認され、自民党の最高意思決定機関である総務会の了承をえたのち、事務次官会議を経て、閣議にかけられ国会に提出される。部会における議論において、族議員が多大な影響力を発揮し、政策が破棄されたり骨抜きにあったりする。このように事前審査制が機能した後、閣議決定される法案一つ一つに**党議拘束**がかけられる。つまり、総務会を経た決定は自民党としての決定であるので、与党議員である自民党議員は党の決定に従わなくてはならない。

以上が、事前審査制の一連の流れである。与党議員である自民党議員が議論し法案を国会でスムーズに通過させるための党議拘束までを含めた役割を持つのが事前審査制である。

この事前審査制が機能することで、官僚のボトムアップされた利益団体の意向に基づいた要望が与党内の族議員との折衝を経て政策という形で実現され、加えて内閣がそれを承認する結果を生み出す。確かに与党議員が代表する国民の要望を反映させる機会はあると考えることはできるが、2つの点からこれに反論を行いたい。

一、ここにその他の野党議員が代表する国民の要望を実現する機会は一切存在しない。

二、族議員が代表しているのは主に利益団体の利益である。

この制度下においては、国会における多数党である与党が党議拘束のもと多数決で法案を通過させることに終始する事態を招く、**アリーナ型**と呼ばれる国会の運営形態を招くこととなる。この制度によって**官僚内閣制が機能し、議院内閣制の要望実現のための機会担保機能が阻害されているのである。**

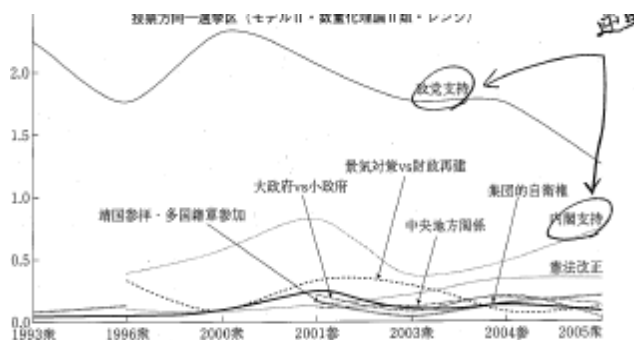
6-2. 政党が国民の意志を反映していないこと

それでは一体なぜ、マニフェストにおける政党の掲げる政策が国民の意志と異なってしまふのであろうか。以下その理由を、

- ①現在国民は「内閣」を支持するかしないかによって、投票行動を決定している。
- ②「内閣」の支持で投票行動を決定した場合、党ごとのイデオロギーの差異によって、内閣に投じたはずの国民が内閣の決定する政策に納得できない
- ③「内閣」の支持による投票行動の決定は政策が自民党民主党という2大政党で似通ってしまうことによって生じている
- ④2大政党の政策が似通ってしまうことについて2つのモデルから実証的に論証するの4つのロジックをなぞることで説明していく。

⁶ 民主党政権において、一旦族議員の排除への動きがあったが、菅内閣以降、族議員が影響力を及ぼし得るような、政策調査会、部会は復活した。自民政権へ政権交代した今となっては、ましてや族議員の力は未だ強い。

図 6 投票方向—国民は何に基づいて投票の内実を決定しているのか



(出典) 小林良彰『制度改革以降の日本型民主主義』 p247 より

図 6 を見て頂ければ分かるように、2005 年時点において、投票方向、すなわち国民が何に基づいて投票の決定を行うのかは、政党支持が内閣支持をわずかに上回っている。なお、これは 2007 年に逆転し、現在は内閣の支持が政党支持より高い数値となっており、現在の国民は内閣の支持不支持によって、投票行動を決定している⁷ことが分かる。例示しよう。2009 年の政権交代時には、明らかに自民党への不信感が民主党への政権交代をもたらした⁸。さらに、民主党から自民党への政権交代も民主党の形成した内閣への不信感が募ったことが第二次安倍政権の復活を促した。国民が、本来政党ごとに異なるマニフェストを掲げ、その政策に対して参加し立法を委託するはずの政党政治が機能していないのはここに原因がある。すなわち、現在の国民は政党ではなく内閣を支持している。しかし、内閣を形成するには選挙で最大多数を獲得した政党である。国民の内閣選択は、このような奇妙な誤謬のもと行われている。実際、昨年 12 月の秘密保護法案が可決されたときは反対が 4 割程度存在したのに対し、安倍政権の支持率は 6 割の支持率を誇っていた。政策への支持と内閣への支持が一致しない。これでは、内閣の決定に国民は納得することはできない。

それでは一体なぜ、政党への支持不支持より内閣への支持不支持が国民の投票行動を規定するようになったのだろうか。これこそまさに、**政党ごとの政策の違い (特に 2 大政党) が分からないこと⁹**にある¹⁰。

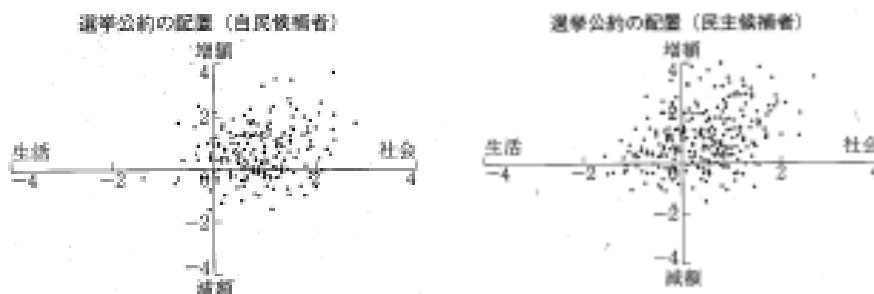
⁷ これは政治分析の側からも「業績投票モデル」として実証研究が進んでいる。(川人、吉野、平野、加藤 2011)

⁸ 小泉政権以降の、福田、第一次安倍、麻生政権時に自民党は軒並み支持率をおとした。また、民主党から自民党への政権交代時にも、民主党の鳩山、菅、野田政権は軒並み支持率を落とした。

⁹ 大衆社会における政治家個人のカリスマ性を求めるポピュリズムの形態の一つだと唱える論者もいる。

¹⁰ 政策の違いが分かりにくい以外にも、「経済に関する業績評価」こそが、経済という客観化された結果が判断されやすいという理由から投票行動を決定するという指摘 (Fiorina, 1981) や、「候補者への評価 (personal vote)」が投票行動を決定するという指摘が実際に政治分析の分野には存在する。しかし、前者は仮説ではあるものの実証研究が進んでおらず、さらに後者は近年、person ではなく「投票するのは人か党か」という質問に対し、党

図7 政党別候補者選挙公約の配置—全選挙（2001～2005年）



（出典）（出典）小林良彰『制度改革以降の日本型民主主義』p85より

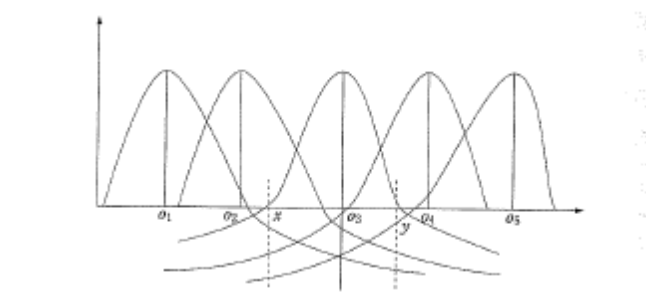
このように、政党ごとの政策の違いは2大政党の間で分かりづらくなっていることが分かる。これは、モデルによって演繹的に導かれる結論でもある。最後に2つのモデルを紹介しよう。

①アンソニー・ダウنزの政策収斂説

アメリカの政治学者アンソニー・ダウنزが合理的選択論を用いて、政策収斂説を提示している。まず合理的選択論とは、合理的な個人が自己利益の最大化を目指して合理的に行動すると推定し、その個人が主体的に相互作用をし、政党を選択することで、政治市場が形成されるという考え方である。ここにおいて、政党は得票の最大化、有権者は効用の最大化を目指す合理的な存在なのである。その結果、各政党は得票を最大化し、選挙で勝つことを目的とするので、有権者の政策的な分布の中央に移動する結果、政策が収斂してしまい、有権者に政策的な選択肢が与えられなくなってしまう。

②メディアン・ヴォーター原理

図8 メディアンヴォーター原理



（出典）『現代の政党と選挙』川人他 p148より

図8は、簡単な原理を説明しており、異なるイデオロギーを持つ多数の有権者から得票するためには、その最適点（図におけるO3）を掲げるため、選挙で勝利を目指す政党は自然と似通った政策を掲げるというものである。アンソニー・ダウنزの政策収斂説をより、モデル化して実証的に理論として確立したのがメディアンヴォーターである。

であると答える人も多く、この傾向は薄まっているという見方もある。（川人、吉野、平野、加藤 2011）

6-3. Accountability の欠陥

最後になぜ、国政の立法過程に国民は直接的に参加することができないのであろうか。この点については、**国政の決定に対する業績評価の取り組みが行われていない**ことが挙げられる。間接的な選挙を媒介にした政治参加と直接的な政治参加の役割の違いを明示しながら考えたい。

直接的な政治参加として、陳情制度、あるいは民主党政権下で設けられた「熟議カケアイ会議¹¹」の存在等が挙げられる。しかし、これらは意志を表明するのみで、自らの意見がどこまで取り入れられたのか、は明確ではない。また、デモ活動に代表される市民運動も同様である。意志は表明するが、それが踏まえているとは限らない。もちろん、全てから全ての意見を踏まえた政策形成が難しい以上、政策形成の際には、決定された内容について説明責任 (Accountability) を果たさなければならない。これこそが、直接的な政治参加の役割である¹²。ここで、小林 (2008) は、「政府に対する評価としての業績評価がその後の有権者の投票方向につながっていないということは、政府から自分がサービス等を受けることに対する評価の意識として業績評価が受動的に形成されはしても、それを次の政策につなげるようなチャンネルを有権者自身が見いだせていないことになる。」と分析している。陳情制度も、「熟議カケアイ会議」もその点においては機能をしなかった。

7. 政策

まず、冒頭で解決の方向性について簡潔に述べたい。事前審査制を廃止することによって、官僚主体の閉鎖的な政策形成に歯止めをかけ、それに伴い国会での開かれた議論の場を担保する。そこでは、審議が活性化され、修正法案の提出に関しては会期を定めることなく認め、国会の中で**全ての党**の合意を獲得した決定が下されることを目指す。次に、政党政治を機能させる。これにはマニフェストを用いることで、政党ごとのイデオロギーの分立をはっきりとさせ、政党間競争の中で政党ごとにまとまった社会集団を束ねてもらう。さらに、政党を中心とした国会での審議と、マニフェスト形成における合意形成の在り方について政策科学の知見からそのあり方を考察する。最後に、直接的な政治参加によって、時の政権の政策決定に対する業績評価を最終的に国民自身の手で行うことによって、国民による政権の監視を行う。また、以下「8-1. 事前審査制の廃止と国会改革」「8-2. マニフェストによる政党政治」は 2013 年度前期 9 月合宿のレジュメ発表の内容と同内容であるが、ここでは政策の一貫性を担保するために再度掲載する。

¹¹ 元文部科学副大臣鈴木寛が始めた教育に関する政策形成をステークホルダーや国民も含めて熟議を通じて行おうとする取り組み。現在も行われているものの、認知度が低く、このプロジェクトで法案が成立したことは示されていない。

¹² 選挙制度が業績評価の役割を担っているのではないかという批判に対しては、小林(2008)の研究において、政治分析の文脈から否定されている。

7-1. 事前審査制の廃止と国会改革

事前審査制の廃止は2001年から議題に挙がっていた。2001年に衆議院議長の私的諮問会議として設置された「衆議院改革に関する調査会」が提出した「答申」は、与党の事前審査は政府の原案が決まった段階で国会提出の是非と時期の判断だけを行うものとし、その後は国会での議論をとおじて最終的な政党としての判断を下すべきだと主張していた¹³。また自民党小泉政権においては、郵政法案をめぐって二度、事前審査を行わず閣議決定を行った。しかしながら、このときも反対派の強硬な反対が起き、2005年、参議院での郵政民営化法案の否決を以て郵政解散に追い込まれた。このように事前審査を行わない法案の提出は、強権的であるがゆえに反対派の強硬な姿勢を招き、政権が不安定になるリスクも抱えている。そのため、事前審査制は未だに根強く残り続けているのである。以下に、このデメリットを取り除く補完的な政策の提言を行いたい。

前述した通り、事前審査制廃止が強権的であるが所以は、そこに与党内であれ野党であれ反対派の意見が入り込む余地がないことにある。つまり、数の原則のみによって法案が成立してしまうのである。故に、反対派も強硬姿勢を見せる。つまり、**反対派の意見も取り入れ、法案を審議し、修正する機会**があれば、事前審査制廃止という政策も実行可能性が高まる。

現状分析項にて、既に、国会の審議が如何に形骸化しているのかを分析した。以下、この形骸化を解消し、法案が審議され、修正する機会を担保するための政策を提言する。それは、**国会法の改正**である。国会法には国会の形骸化を招く重大な欠陥点が2つ存在する。それは、国会法59条と68条である。

国会法

59条 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となった議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。但し、一の議院で議決した後は、修正し、又は撤回することはできない。

68条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

まず、59条について内閣提出法案にも拘わらず、内閣側の法案修正に厳しい制約が課せられていることは問題と言える。実際、この制約があるがために、第一回国会以来、内閣による法案修正は行われていない。この制約によって、内閣は自らの法案をただ可決することのみを目的とする。すなわち、審議や修正が入り込む余地がないために、野党の反対を押し切って可決することしかできないのである。従って、審議・修正を国会で行うためには、この59条において内閣が法案の修正を出来る権限を持ち、内閣側が国会における審議や修正に加担できるようにしなければならない。このため、政府に法案の修正の権限を付与する。このとき、国会における審議を前提とする場合、審議によっても最終決定が

¹³ 国会側の研究会としては初めて事前審査を検討の俎上ののせたものである

困難になる場合が想定されうるので、最終表決前の最終段階での修正権限も付与する。これによって、内閣は会期の間審議の動向によって法案を修正し決定する権限が与えられ、この審議によって与党内野党内の議員の意見が反映されるようになる。

次に 68 条によって、審議の内容よりも、アリーナ型の日程闘争へと国会の審議は形骸化した。つまり、野党が与党の法案可決の実行を阻止するためだけに、時間を浪費することを目指ようになってしまったのである。68 条によって会期末がくると、そこで提出された法案は自動的に廃案になるからである¹⁴。つまり、審議による修正ではなく、日程闘争と呼ばれる時間の浪費によって内閣提出法案を廃案に追い込むのが野党の役割となっているのである。そのため、68 条の内容を現行の内容から変更し、次の総選挙までの期間は法案が継続するように改める。これによって、法案を審議し、修正あるいは撤廃するのか議論することが必要不可欠となる。

以上の 2 つの国会法の改正によって、国会は脱形骸化し、法案についての審議や修正が活発に行われるようになる。これによって、事前審査制廃止のインセンティブも高まるのである。

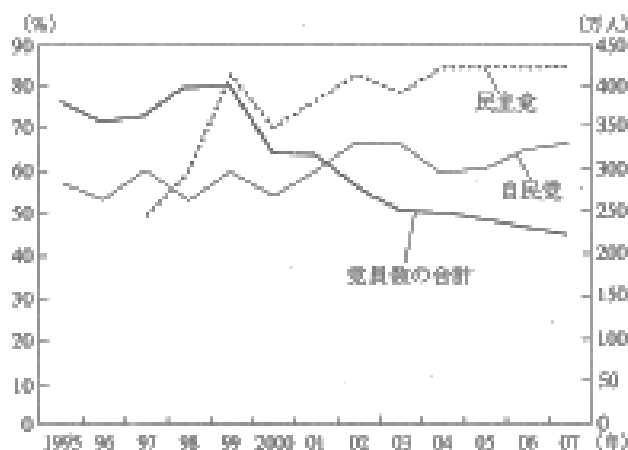
7-2. マニフェストによる政党政治

イギリス労働党のマニフェスト作成の手順を参考にする。参加した党員は支持団体とも議論を行い、議論を公開しながらマニフェストを作成する。ここでは党の理念に従い個別具体的な政策を党本部が提示し、その大きな方向性の下に個別の政策が位置付けられる。党員が具体的に自らの要望を党に訴えるには、各地で設けられる「全国政策フォーラム」といった直接参加のイベントだけではなく、間接的にもインターネットの党の HP にログインし、そこに設置された掲示板で担保されている。また党内におけるマニフェスト作成の議論の議事は全て公開をされる。また、現在民主党では既に行われているが、代表選挙に党員が選挙資格を持つことにより、党の中で常に紐帯と、党への監視が行われる。以上が、国民がマニフェスト作成に参加するプロセスである。

それでは国民を実際にマニフェスト作成の過程に参加させるにはどうすればいいのだろうか。政策としては、政党への参加である。下の図 9 を見て頂きたい。

¹⁴ 2013 年度第 183 回通常国会においても、電気事業改正法案等の 12 本の法案が廃案になった。原発問題を巡り緊急性の高い重要法案という位置づけであった電気事業改正法案であったが、審議されることなく廃案となったのである。

図9 自民民主両党の本部の政党交付金への依存率と全政党の党員数の合計の推移



(出典) 中北浩爾『政権選択のその先へ』世界 2009年9月号より引用

このように、実際に政党へ参加している党員数は減少傾向にある。また、各政党は2000年代まで企業や個人からの献金によって資金をやりくりしていた。しかし、このような個人献金が禁止され企業からの献金も制限されるようになったため、2000年代から政党助成金制度が制度化され、国民一人あたり250円(2009年、総額で319億円)の政党交付金が政党の議席数に応じて各政党に配分されている。このため、図における政党交付金への依存度は上昇傾向にある。政党助成金に政党の活動資金は割合から考えてもほぼ一元化されているといっても過言なのではないのである。

以上を踏まえて、政策として、選挙人名簿に従って有権者に、**政党助成券**を配布する。政党助成券を受け取った有権者は氏名・住所などと共に、支持する政党を選択し、政府に送付する。各党は到着した政党助成券を集計し、政府に提出することで、政党助成券を獲得した割合に従って相当額の政党交付金を国家財政から受け取る。ここにおいて、政党助成券にはその政党を支持する理由を併記してもらい、それに従って各政党は党則の整備を行い、政党助成券を送ってきた有権者を党員として登録する¹⁵。ここにおいて、党員となった新たな有権者は上記したマニフェストの政策過程に加わることが可能であるし、加えて、党首選挙といった党の結束力を有権者の意向に従って高めたり自らの要望を直接的に反映させる場面にも参加したりすることが可能となる。

以上の政党助成券の配布という政策によって、マニフェスト作成過程における国民参加は可能となり、これにより、要望集約機能としてのマニフェストは機能するようになる。

7-3. 政策形成、合意形成のために～討論型世論調査、ネオ円卓会議～

ここまで、国会の審議、マニフェスト作成において、立法された法案、さらには制作されたマニフェストという形で合意が取れた一つの形ができる道筋を示した。それでは、**実**

¹⁵ この政党助成券の配布という政策は「有権者がその党にしかできない政策を選択する」というインセンティブをもたらすので(選挙ではないので)、**政策は収斂しない**。

際に合意形成とはどのようにすれば可能なのだろうか。政策科学の議論を引用しながら、この点について考察していきたい。

一口に審議、一口に参加といっても具体的にどのようなプロセスを経て納得のいく「合意」が形成されるのか疑問に思われる。そのため、ここではまず、政策科学がどういった学問分野かを紹介し、その上で、政策形成・合意形成の可能性を探っていく。

以下、倉阪秀史『政策・合意形成入門』を参考にしていく。まず、倉阪によれば、政策科学とは政策を対象にした学問であり、仮説を想定しモデル化することで、**再現性**を付与することが目的である、としている。自然科学と異なり、社会科学全般は「人間の歴史」を対象とする以上、再現性の導出が難しい。しかしながら、そこに対して様々なモデルを提示することで、そのむずかしさを乗り越え、最終的には**実際に政策形成に携わる全ての人々の「道しるべ」を提供するものだ**と倉阪は考えている。

倉阪の言う通り、政策科学は「臨床の知」でなければならず、実際の政策形成の現場で試行錯誤されながら、問題解決に向けて最善のアプローチを示すことができればいいのである。以下、3つの質問に答える形式で政策科学による道しるべを示したい。

Q1、マニフェスト作成において、政策をどのように形成すればいいのか

改めて言及するまでもなく、政策形成という場面には専門知が要求される。だからこそ、官僚がこれまでの日本において政策形成に強い影響力を發揮してきた。官僚内閣制の現状分析で明らかにしたように、セクショナリズムと省庁間の合議に基づいた全国にネットワークを持った官僚の政策形成は、未だに日本における政策形成に強いイニシアチブを働かせている。しかし、社会認識でも述べたが、同時に地方分権化、また理念型としての民主主義が強調されるようになって以降、我々自身の手で我々の意志を反映させた決め事を行うことが要求されるようになった時代でもある。

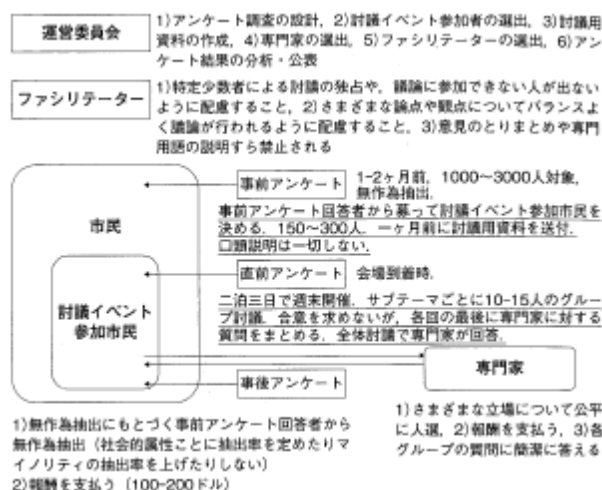
まず、前提として政策形成が専門知である以上、一般的な人々はその法案作成に代表される専門性の高い議論が行えないことがある。これから論証する政策形成論は、**政策が形成されていく上では、国民一人一人が議論の積み重ねによって作っていくわけではなく、予め設定されたイシューやアジェンダを基に国民が批判を加えるという形で形成されていくものである**。まず、「引き金 (trigger)」を引き、アジェンダ設定を行う人間が必要となる。「引き金」とは、政策形成の必要条件であり、これはある政策を検討しなければならないということを様々な関係者に理解させるためのきっかけを与えるものである。「引き金」にはおよそ7種類存在すると倉阪は自身の体験から述べている。

次に必要となってくるのが、その政策そのものの「**合理性**」である。「引き金」がひかれて関係者が検討するきっかけは与えられたとしても、政策の内容に合理性が伴わないと政策に関するコンセンサスは得ることができない。「合理性」評価の軸も7種類存在すると倉阪は述べている。

マニフェスト作成において、価値観のそれぞれ異なる政党に与えられる役割こそ「引き金」を引くことである¹⁶。「引き金」を引き、党员あるいは関係団体にまずアジェンダ設定をすることが政策形成において、最初に必要になってくる。次に、「合理性」についてだが、政党の代議士、あるいは政党员によって、ましてや国政レベルで日本社会全体に影響を与えるような政策の「合理性」を確保することは難しい。それでは一体誰が、この「合理性」を担保するのであろうか。以下、合意形成論の項目の中で説明していく。

Q2、マニフェスト作成において、政党と党员の間でどのように合意が形成されるのかあるイデオロギーを持った政党が政策の一定の方向性を提示し、党员を獲得する。それでは、その政党と党员の間でマニフェストはどのように形成されるのか。ここでは、インターネットにおける意見表明を行い、イギリスのように「全国政策フォーラム」を定期的に各所で開催する以外に、公的な各党に設けられるべきマニフェスト政策の手段として、**討論型世論調査 (DP)** の導入を訴える。討論型世論調査の全貌を示すため、以下図を見て頂きたい。

図 11 討論型世論調査 (DP) の構造



倉阪秀史『政策・合意形成入門』p215 より

討論型世論調査 (以下、DP) は、スタンフォード大学のジェイムズ S. フィッシュキンが1990年代に考案した仕組みである。最初のDPはイギリスで1994年犯罪をテーマに行われた。日本でも、2009年に東京工業大学坂野達郎研究室と神奈川県のコラボレーションとして、道州制をテーマに実施された。インターネットにおける意見表明や、「全国政策フォーラム」と異なる点は、**党员の誰しもが参加する機会を公的に位置付けている点**である。図にも書

¹⁶ 「引き金」は政党が自発的、自律的に行わない場合でも引かれることがある。例えば、図に書いているような事故のケースだ。原発事故は偶発的な震災という事故によって、一層アジェンダとして国民の間に共有されるようになった。政党以外に、そういった社会で偶発的に生じた事柄が「引き金」を引くこともある。そういった場合は、政党は政策形成論の第二条件である「合理性」確保に努めなければならない。

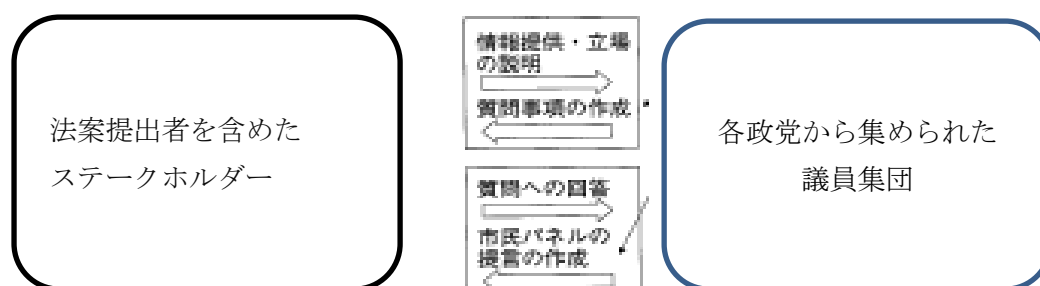
いているように、討議イベントに参加する市民は無作為抽出である¹⁷。また、討議会においては政策についての合意を求めるのではなく、政策に対する政党への質問項目に合意を求める。最終的なマニフェストに掲げられる政策は政党が取りまとめることになるものの、そこに質問へ合意を形成した党員が介在することによって、またそのプロセスが全て公開されることによって、マニフェストに合意が生まれるのである。「全国政策フォーラム」やインターネットでの意見表明、それに対する応答も必要である、しかしこれらは参加する党員を限定化する危険性、そしてアカウントビリティ、意見集約機能も各々の主体性に一任された結果として限られた政党の力の中で限界があることも認めなければならない。だからこそ、マニフェスト政策における DP の重要性は高いのである。

Q3、国会の審議において、どのように合意が形成されるのか

国会の審議において実際に立法する際に、マニフェスト作成と大きく異なる点はどこにあるかをまず考えたい。これは、利害関係者（ステークホルダー）が関わってくることだ。官僚内閣制ではこの利害関係者の意見のみが集約されていたことが問題として指摘された。利害関係者は政策の実行主体となり、政策の影響を受ける人たちである。だからこそ、利害関係者の意志をしっかりと反映させなければならない。国会における立法がこういった性質のものである以上、改革され審議を活性化された国会でも、作成される法案は利害関係者の意志を踏まえなければ現実的に立法は適わない。

そこで、倉阪によって指摘された「ネオ円卓会議」案を政策として訴える。（図 12）

図 12 「ネオ円卓会議」の構造案



（出典）倉阪秀史『政策・合意形成入門』p219 参照

ネオ円卓会議には DP と同様に、運営委員会、ファシリテーターが設置される。DP にある運営委員会に代わるものが、委員会である。委員会は、現在も国会で予め審議の前に、法案の説明、野党からの質問を受け付ける時間として設けられている。しかし、委員会に

¹⁷ 図には 150 人～300 人の参加者を募ると記載しているが、扱われるアジェンダの規模によって、この人数は変わり得る。大事なものは、いずれにせよ、それらの参加者が無作為抽出で選定されるということである。

は基本的に与党が既に官僚、野党の一部の議員とコンセンサスを取って法案を持ってきているので、与党はただ法案の説明をし、反対野党は反対の意を表明し続ける場所となっている。しかし、ネオ円卓会議においては、ステークホルダーも含めて合意形成を行うために、議員からの提言、そしてそれを踏まえたステークホルダーを含めた内閣提出法案ならば与党、議員提出法案ならば超党派の議員集団で法案修正を行える。ここでは、**各政党から政党ごとに同じ人数の議員**を委員会に召集する。この人数については、法案ごとに委員会で定められる。全ての政党を尊重し、同等の発言権を認可するためだ。

しかし、これだけだと、これまでの委員会のように、野党議員が好き勝手に発言するだけで、議論は進まない。そこで、DPと同様に、**図 12 の議員パネルにおいて、議員同士で質問事項についてはコンセンサスを予め取っておくことが必要**となる。そして、質問に対する回答、それに対する提言の作成を行うことで、法案提出者はそれらを踏まえた上でステークホルダーと再度法案について話し合う。

最後に、ネオ円卓会議を経て作成された法案を国会の審議にかける。野党は、ネオ円卓会議で提出された論点を如何に踏まえているかを精査し、その上で修正案を提出する。

最後に、ネオ円卓会議を導入するメリットを指摘したい。

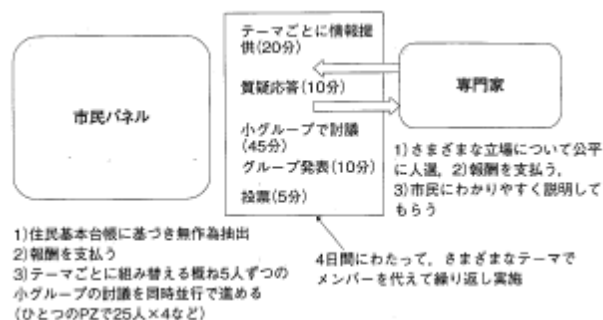
- ①ある法案の審議を巡ってネオ円卓会議内にて事前に法案提出者以外の政党で議論のコンセンサスが形成される。これによって論点が明確になると同時に、法案提出者もステークホルダーと予めその点について議論することが可能となる。
- ②野党も法案の中身についてステークホルダーも含めて予め議論できることで、修正案の提出もそれを踏まえたものとなる。このため、国会での審議が修正案の乱発に陥ることなく、建設的な議論が可能となる。

このように、ネオ円卓会議は法案について建設的な議論を促す会議なのである。これによって、合意形成が図りやすくなる。また、ここまでのプロセスは全て公開とされ政党は党員に対して説明責任（Accountability）を果たさなければならない。

7-4. 業績評価と信任投票による直接参加

国会で可決された法案について、統治側が国民に直接説明責任を果たし、場合によっては法案の最終的な修正も認められる「法案最終決定会議」を創設する。ここで議論の対象となるのは、既に国会で成立した法案である。会議の構造は以下、**図 13 のプラーヌクスツェレモデル**（以下、計画細胞モデル）を導入する。

図 13 プラースクセスツェレモデル (計画細胞モデル)



(出典) 倉阪秀史『政策・合意形成入門』p211 参照

基本的な会議のプロセス (国民による意見のとりまとめ→専門家への質疑) は DP やネオ円卓会議と変わらない。これらと異なるのは、5人からなる小グループによる討議を並行して実施することによって、議論の偏りを防ぐ点に最大の特徴がある。国政におけるある決定に対して、偏りがないように国民が価値判断を下すことは国政における決定が国民全員を拘束するものである以上、必要条件である。また、参加者も 300 名～500 名の国民を選出することができ、会議の規模も大きいものとなる。そして最後に投票というプロセスを経る。この投票において、半分以上の得票がなければ法案は廃止になってしまう。この正当性は、国民投票において過半数を獲得しなければ憲法改正ができない正当性と同様である。

このようにして、国会で可決された法案に対して最後に国民自身の手で評価を行い、信任投票を行うことで、最終的に納得された形で政策が決定されることが望ましいと考える。

参考文献

- アンソニーダウングズ『民主主義の経済理論』成文堂(1980)
- 小林良彰『選挙・投票行動(社会科学の理論とモデル)』(2000)
- 谷口将記『現代日本の選挙政治—選挙制度改革を検証する』東京大学出版会(2003)
- 齋藤純一『公共性』岩波書店(2005)
- 渋谷雅英・山本正・河野武司『政治改革とシヴィル・ソサエティ』慶應義塾大学出版会(2006)
- 佐々木信夫『自治体をどう変えるか』ちくま新書(2006)
- 飯尾潤『日本の統治構造—官僚内閣制から議院内閣制へ』中公新書(2008)
- 松沢成文『実践 マニフェスト改革—新たな政治行政モデルの創造』東信堂(2008)
- 三船毅『現代日本における政治参加意識の構造と変動』慶應義塾大学出版会(2008)
- 小林良彰『制度改革以降の日本型民主主義』木鐸社(2008)
- 中北浩爾『政権選択のその先へ』世界 2009年9月号(2009)
- 斎藤淳『自民党長期政権の政治経済学—利益誘導政治の自己矛盾』勁草書房(2010)
- 杉田敦『丸山眞男セレクション』平凡社ライブラリー(2010)
- 村松岐夫『政官スクラム型リーダーシップの崩壊』東洋経済新報社(2010)
- 川人貞史『現代の政党と選挙』有斐閣(2011)
- 大山礼子『日本の国会—審議する立法府へ』岩波新書(2011)
- 林芳正・津村啓介『国会議員の仕事—職業としての政治』中公新書(2011)
- 野口雅弘『官僚制批判の論理と心理—デモクラシーの友と敵』中公新書(2011)
- 新藤宗幸『政治主導—官僚制を問い直す』ちくま新書(2012)
- 中北浩爾『現代日本の政党デモクラシー』岩波新書(2012)
- 日本比較政治学会『現代民主主義の再検討』ミネルヴァ書房(2012)
- 飯尾潤『現代日本の政策体系 政策の模倣から創造へ』ちくま新書(2013)
- 野中尚人『さらばガラパゴス政治』日本経済新聞出版社(2013)

参考 URL

経済産業省 HP

<http://www.meti.go.jp/network/data/b300001j.html>

内閣法制局 HP

<http://www.clb.go.jp/contents/all.html>

法庫 HP

<http://www.houko.com/index.shtml>

総務省 HP

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/index.html

地方分権化改革 15 年の歩み (井川博 2007)

http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/hikaku/pdf/up-to-date_jp4.pdf

文部科学省 : 「熟議カケアイ」 HP

<http://jukugi.mext.go.jp/>

(閲覧日は全て 2 月 15 日)